



法改正等

平成 30 年 4 月 1 日から障害者の法定雇用率が引き上げになります。

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成 30 年 4 月 1 日から下記のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成 30 年 4 月 1 日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

また併せて、下記の 2 点についてもご注意ください。

<留意点① 対象となる事業主の範囲が、従業員 45.5 人以上に広がります。>

▶従業員 45.5 人以上 50 人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員 50 人以上から 45.5 人以上に変わります。また、その事業主には、下記の義務があります。

- ◆毎年 6 月 1 日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用促進者」を選任するよう努めなければなりません。

<留意点② 平成 33 年 4 月までには、更に 0.1% 引き上げとなります。>

▶平成 30 年 4 月から 3 年を経過する日より前※に、民間企業の法定雇用率は 2.3% になります。

（国等の機関も同様に 0.1% 引き上げになります。）

※具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。

※2.3% となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員 43.5 人以上に広がります。

◆お問い合わせ先

新潟労働局 職業安定部 職業対策課 TEL：025-288-3508

「食の販路開拓セミナー 長岡会場」

新潟県中央会では、農産物や食料品等を取り扱う事業者を対象に「売れる・売れ続ける」ための、商品づくりのためのセミナーを開催します。新潟駅ほんしゅ館で販売中の「雪色ソーダ（ルレクチェ、白根白桃）」のプロデュースをはじめ、コンビニ人気おでん種開発、超売れ筋冷凍食品など様々なヒット商品をプロデュースした椎葉彰典氏から直接アドバイスをいたします。

1. 日 時 ①平成29年8月25日（金）13：30～15：30
ハイブ長岡2F特別室（長岡市千秋3丁目315-11）
②平成29年9月22日（金）13：30～15：30
新発田商工会議所4F「403」（新発田市中央町4-10-10）
2. お問い合わせ 新潟県中央会ホームページより、パンフレットをダウンロードの上、FAXにてお申し込み
いただくか、下記までお電話にてお申し込みください。
新潟県中央会HP <http://www.chuokai-niigata.or.jp/>
連携推進課 025-267-1100

私たちは働き方を変えられるのか～新しい働き方の挑戦～

新潟県では、「働き方改革」、「ワーク・ライフ・バランス」をわかりやすく説明し、また実際に取り組んでいる県内企業9社の事例紹介を交えたセミナーを開催いたします。

1. 日 時 ①9月11日（月） 14：00～16：30
上越市市民プラザ第2会議室（上越市土橋1914-3）
②9月12日（火） 10：00～12：30
ハイブ長岡 特別会議室（長岡市千秋3丁目315-11）
③9月12日（火） 14：30～17：00
朱鷺メッセ 中会議室（新潟市中央区万代島6-1）
2. 内 容 第一部 基調講演「私たちは働き方を変えられるのか～新しい働き方の挑戦～」
講師 沢渡あまね 氏（あまねキャリア工房代表）
第二部 県内企業のワーク・ライフ・バランス推進のための取組事例紹介
取組段階に応じて、様々な事例を紹介します。
上越会場：株式会社南雲製作所 他2社
長岡会場：オークス株式会社 他2社
新潟会場：株式会社銀座 他2社
3. 参加費 無料
4. 定 員 上越会場80名、長岡会場100名、新潟会場120名
5. 対 象 経営者、人事労務ご担当者等
6. お申し込み方法 下記URLの専用フォームよりお申し込みください。
<https://glocal-marketing.jp/topics/>
7. お問い合わせ先 グローカルマーケティング株式会社（事業実施委託事業者） 星名
TEL 025-378-6812